

桜川市総務常任委員会

○招集日時

令和7年12月9日（火） 本会議終了後開会

○招集場所

岩瀬庁舎2階 大会議室

○協議事項

(1) 請願第13号 令和2年改正・公益通報者保護法に基づく『通報窓口設置』・『通報対応体制の確立』・『計画的な職員研修の実施』を桜川市行政に求める請願

○出席委員（5名）

委員長	飯	島	洋	省	君
副委員長	萩	原	剛	志	君
委員	林		悦	子	君
委員	小	林	正	紀	君
委員	仁	平		実	君

○欠席委員（なし）

○会議事件説明のため出席した者の職氏名

市長公室長	小	幡	康	君	
市長公室次長兼職員課長	青	木	康	博	君
総務部長	坪	井	昭	君	
総合戦略部長	久見木	憲	一	君	
市民生活部長	岩	淵	治	仁	君
会計管理者	藤	田	剛	君	
議会事務局長	増	淵	孝	明	君
次長兼議会事務局課長	横	田	誠	君	

○職務のため出席した者の職氏名

市長公室職員課長補佐	石	川	久美子	君
市長公室職員課係長	吉	澤	俊	君

議会事務局課長補佐

廣 澤 裕 美 君

開 会 （午後 3時06分）

○開会の宣告

○議会事務局長（増淵孝明君） それでは、ただいまから総務常任委員会を始めさせていただきます。
出席委員は全員です。

○あいさつ

○議会事務局長（増淵孝明君） 初めに、委員長、ご挨拶をお願いいたします。

○委員長（飯島洋省君） 皆さん、お疲れさまです。本会議に引き続きまして、請願の総務常任委員会ということで1件付託されておりますので、慎重審議をよろしくをお願いいたします。

○議会事務局長（増淵孝明君） ありがとうございます。

それでは、会議の進行につきましては、委員会条例の規定に基づき、飯島委員長よろしくをお願いいたします。

○開議の宣告

○委員長（飯島洋省君） ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しましたので、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

○協議事項

○委員長（飯島洋省君） 本日、本委員会に付託された請願について審議いたします。

（1）、請願第13号 令和2年改正・公益通報者保護法に基づく『通報窓口設置』・『通報対応体制の確立』・『計画的な職員研修の実施』を桜川市行政に求める請願を議題といたします。

執行部より説明願います。

○市長公室次長兼職員課長（青木康博君） 職員課の青木と申します。着座で説明いたします。

まず、請願書のほうから見ていただきたいと思いますのですが、令和2年改正・公益通報者保護法に基づく『通報窓口設置』・『通報対応体制の確立』・『計画的な職員研修の実施』を桜川市行政に求める請願ということで提出がされております。資料のほう2ページ、2枚目ですか、を御覧いただきたいと思っておりますけれども、この請願の内容について朗読します。

表題のほうは、先ほど申し上げましたので、省略させていただきます。

令和2年改正・公益通報者保護法（以下「改正法」と記述）は、令和4年6月1日に施行されました。

改正法（目的）で第1条（資料1；消費者庁版公益通報ハンドブックより抜粋；以下資料同）では、「国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する」ために「公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益保護に関わる法令の規定の遵守を図る」こと、そのために「公益通報したことを理由とする公益通報者の解雇の無効及び不利益な取扱いの禁止等並びに公益通報に

関し事業者及び行政機関がとるべき措置等を定めること」が、事業者に求められております。事業者には、もちろん、桜川市も該当します。

本改正法の特徴（資料2）になりますが、事業者に通報の受付窓口設置を義務化（資料3）とした点にあります。そのねらいは、通報者保護の確実性をより高めることにあります。

改正前、「世のため 人のため」の尊い行為が、理不尽にも通報者に不利益をもたらす事例がみられた反省から、「受付窓口設置の義務付け」がされたわけです。しかし、桜川市には、未だに設置されていません。早急な設置が望まれます。

併せて、通報者の個人情報確実に保護される体制も構築されなければなりません。市職員が将来において「市民のために通報せざるを得ない場面に遭遇」した時に、通常の職務を果たすことと同じ意識の下で、通報行為がとれる職場環境を整えていくことも求められるところです。同時に、通報行動の確信を高めるためには公益通報制度の意義や内容をより深く理解することが必要不可欠であり、計画的な職員研修が望まれるところです。

令和2年改正・公益通報者保護法が求めていることを、できるだけ早期に実現して頂けるようお願い申し上げます。

お世話になります。よろしく願いいたします。

住所、XXXXXXXXXX。

氏名、XXXXXXXXXX。

電話番号は省略いたします。

桜川市議会議長、風野和視様ということで提出をいただいております。

資料1についているのが、公益通報保護法の第1条、第2条の抜粋の部分になります。資料2、資料3につきましては、消費者庁で作成したQ&Aが載せられております。

続きまして、そういった請願書の内容があるところなのですが、桜川市の現状、この公益通報者保護法に対する内部通報のことを今回言われていますので、その体制がどういうふうになっているかということについて、別添の資料をつけさせていただいているのですが、そちらを基に説明させていただきたいなというふうに思います。

資料の1枚目から、今回言われています改正公益通報者保護法の令和4年6月1日施行時での消費者庁が出しているリーフレットになります。まず、公益通報とは何ですかということで、こちらについては皆さんご承知ですので、説明は省きたいと思います。

公益通報者はどのように保護されますかということも併せて入っています。

それで、今回の改正のポイントということだけ説明したいと思います。事業者体制の整備の義務化ということで、事業者内の通報窓口の設置、それから通報者の不利益な取扱いの禁止などが定められています。

また、2点目として、事業者の内部通報担当者に守秘義務、違反した場合には30万円以下の罰金、刑事罰が下されます。

3つ目、公益通報者として保護される範囲の拡大、4つ目、保護される通報対象事務の範囲の拡大

ということであります。保護される範囲の拡大ということなのですが、こちらについては公益通報の主体者に退職者役員が追加されているというのが改正の内容になります。

4つ目、保護される通報対象事実の範囲の拡大ということなのですが、こちらについては通報者が通報によって役員を解任された場合などには損害賠償請求権を認められるとか、また通報理由とする通報者の損害賠償の義務が免責されたというのがこのたびの改正にのせられているものになります。

資料2枚目を御覧いただきたいのですけれども、こちらが職員の内部通報に対して桜川市が定めているルールになります。桜川市職員等公益通報に関する要綱というのが、平成20年7月に告示されております。

第1条から簡単に見ていきます。第1条が目的、第2条が定義で、用語の定義がされています。第3条が公益通報の内容で、大きく3点です。第1項第1号なのですが、法令違反またはこれに至るおそれのある事案があった場合。また、2点目として、人の生命、健康、財産もしくは生活環境を害し、またはこれらに重大な影響を与えるおそれのある場合。3つ目として、前2号に掲げるもののほか、事務事業に係る不当な事実があった場合に、この公益通報ができるというふうな内容となっております。

4つ目です。公益通報委員会の設置が規定されております。こちらの委員会につきましては、委員会は副市長、教育長、総務部長、市長公室長をもって構成されておまして、委員長は副市長となっております。

5つ目が第5条、委員会の会議は非公開とするという内容です。

第6条は、委員会での公益通報の取扱いになります。

第7条は、委員会の職務ということで、どういった形でやるかということがそこに載っています。

第8条は、調査員の調査ということで、調査員が公益通報があった場合に必要に応じて調査をするという内容が定められております。

第9条では、その調査の結果を委員会のほうに報告する。また、必要に応じて是正等の内容が定められております。

第10条で、運営状況の公表、第11条では不利益取扱いの禁止という形、それから第12条、こちらの委員会の庶務が市長公室職員課において処理するというふうに定められております。

次のページ以降は、様式第5号までが手続上に必要な様式が定められておまして、最後のページに大きく内部通報の処理に関する市のフローチャートを簡単にまとめたものをつけてございます。左から通報者、真ん中に通報処理担当者の対応、そして右側に市長となっておりますが、通常この通報者から内部通報の届出、相談、それから通報がありまして、今現状職員課のほうでこの処理を担当しますので、職員課のほうで内部通報の受付をしております。それに基づきまして、先ほど申し上げた公益通報委員会というものを開催しまして、こちらを委員会のほうに提出します。この時点で、実際の内部通報が到達したという取扱いになりまして、その委員会の中で提出された内容が内部通報、公益通報に該当するかどうかを判断して、それを不受理にする、もしくは法令違反がありそうだということであれば、通報の受理をして調査する必要があるかどうかというふうな判断をします。調査が必

要だというふうな判断をすると、先ほどの調査員が調査をしまして、改めてその調査結果を委員会のほうに報告をします。その委員会に報告した結果、通報の事実があるかないかということで判断しまして、ない場合には調査の結果の報告を通報者のほうにする。先ほど要綱のほうで説明しなかったのですが、そちらの報告が必要ないというふうな通報者からあれば、報告はしないということができます。また、通報の事実があった場合に、調査の結果を市長のほうに委員会が報告しまして、必要に応じて是正措置、再発防止策を委員会のほうに検討させて、委員会のほうでは是正措置について最終的に通報者のほうにも通知をするというふうな事務手続になっています。

現状は、先ほど請願の中にもありましたが、受付の窓口、実際の庶務のほうは職員課で担当するというような要綱になっているのですが、明確に通報窓口を職員課というふうな看板をぶら下げていない状況なので、きちんと整備されていないというふうな主張だと思うのですが、現状こういった事案がある場合には、職員課のほうで対応するというふうな形はできております。

説明のほうは以上になります。

○委員長（飯島洋省君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

萩原副委員長。

○委員（萩原剛志君） 今回の公益通報なのですが、まずこの中でちょっと基本的なことなのですが、事業者は、この桜川市に設置した場合は事業者は誰のですか。また、部長、課長も事業者になる可能性があるのですか。まず、それをちょっとお伺いします。

○委員長（飯島洋省君） 青木課長。

○市長公室次長兼職員課長（青木康博君） 事業者というのは、資料のどの部分に当たるか教えていただけますか。

○委員（萩原剛志君） それによって違うのですか。資料の一番上に、企業などの事業者、要は訴えられるほうです。違法行為をしたというのは、全職員に当たるのか、それとも市長なのか、それとも部長とか、そういう人も入るのか、課長とかも入るのか、その辺がちょっと何となくよく分からないのですが。どこまで通報するという違法行為。

○委員長（飯島洋省君） 青木課長。

○市長公室次長兼職員課長（青木康博君） その事案によってだとは思っています。そういった違法行為が複数の職員によってやっているか、個人がやっているかというところもあるので、いわゆる課ぐるみ。言い方悪いのですが、いわゆる複数の人間によって認めてやっている場合と単体でやっている場合というのがあるので、両方あり得るのかなと思っています。

○委員（萩原剛志君） では、誰を訴えるのか。通報するのかがというのが、一応これだと事業者となっているので、兵庫県の例だと知事なわけですが。それを当てはめると、桜川市だと市長になるのかもしれないのですが、実際違法行為が市長ではない職員が行っているのを通報しようとする場合もあり得るのかなのかというところですか。

○委員長（飯島洋省君） 青木課長。

○市長公室次長兼職員課長（青木康博君） それも含めての内容だと思っています。あくまで個人がやっているものも含めての内容。

○委員（萩原剛志君） 逆にですけども、市長が職員を通報するということはあるのですか。逆のパターンで。

〔「ないでしょう、自分が管理者なんだから」の声あり〕

○委員（萩原剛志君） そのときは解雇するのか。

〔「告訴、告発するのでしょうか、刑法があるもの」の声あり〕

○委員（萩原剛志君） だから、公益通報がどの程度で適用されるのかというのが分かりにくいですね、何となく。

あと、もう一点なのですけれども、ここに30万円以下の罰金とあるのですが、刑事罰とありますけれども、罰金しかないのですか、これ。

○委員長（飯島洋省君） 青木課長。

○市長公室次長兼職員課長（青木康博君） 現状は罰金刑です。拘禁刑というのが今度、この後ちょっと必要に応じて説明しようと思ったのですけれども、令和7年改正というのがまた次ありそうなのです。

○委員（萩原剛志君） 懲役刑はないのですか。

○市長公室次長兼職員課長（青木康博君） 拘禁刑がありそうということが書いてあったような気がしました。

○委員（萩原剛志君） 現状はまだ罰金刑だけね。

○委員長（飯島洋省君） そのほかございますでしょうか。

林委員。

○委員（林 悦子君） そもそもこの法律によってしか対応できないというケースは、どういうケースだと思います。分かる。

○委員長（飯島洋省君） 青木課長。

○市長公室次長兼職員課長（青木康博君） 非常にそこが難しいのですけれども、今の手続上でいうと、通報の様式によって提出されたものに関してはこの手続、いわゆるその委員会を開いてという手続になる……

○委員（林 悦子君） どんなものでも。

○市長公室次長兼職員課長（青木康博君） 提出があれば。あとは、それを受理するかどうかということになるのかなと。

○委員長（飯島洋省君） これ、ポイント3つあると思うのです。通報窓口の設置と、通報対応体制の確立、それと計画的な研修の実施ということで、今の桜川市の実施状況と、それと先ほど説明いただいた法律との整合性というか、その辺のところをちょっと説明してもらえますか。

○市長公室次長兼職員課長（青木康博君） まず、通報窓口の設置に関しましては、先ほどもちょっと触れたのですけれども、令和7年改正というのが今回あるようで、その内容について県が来月主催

して、消費者庁の職員が研修をやっていただけるというような形になっていますので、令和7年改正が桜川市が行う運営体制に何ら手続上、手続というか、体制に変える必要があれば、併せて受付窓口を明確に職員課に設置するというふうな形のものも、他市町村でそういった要綱になっているところもありますので、そういった形での改正を、きっと4月以降の改正になってくると思うのですが、明確に看板をぶら下げるといいますか、どこに受付があるというふうな要綱の形にしたいなと思っています。あわせて、そういった内容を改正すれば、それをきちんと職員のほうに周知をさせたいなと思っております。

○委員長（飯島洋省君） あと2つは。

○市長公室次長兼職員課長（青木康博君） 通報体制の確立というのは、現状今言ったように、委員会が設置して確立されています。

ただ、通報対応の責任者というのは、明確にまだ今のところ設置されていません。他団体のやっているそういったものも、その担当部長とか担当課長が責任者でやっていく。そして、それを今ある委員会のほうに調整して、調査員をきちんと指名するというふうな明確な形になっています。その辺は、もう少し今の体制を強化して、要綱の体制を変えていきたいなと思っています。

研修のほうなのですけれども、内容が研修までする必要があるかどうかとちょっと検討しまして、基本的には今回変えた内容とかというのをきちんと職員のほうに周知をするということは必ず必要だと思っております。こういった公益通報というのは、ケースがそれほどあると想定していませんので、積極的に周知をかけていなかったという今までの状況がありますので、こういったことをきっかけにきちんと職員のほうには周知をかけていきたいなというふうに思います。

○委員長（飯島洋省君） そのほか、これまでに窓口を設置していなかった理由というのは何かありますか。

○市長公室次長兼職員課長（青木康博君） 特に大きな理由はないのですが、実際にあったときの庶務というのは職員課がやるという事実があったので、明確に窓口職員がというような形をきちんとうたっていなかったというだけにすぎないのですが、庶務のほうは職員課のほうでやっているので、大きな問題がないというふうな認識があったということです。

○委員長（飯島洋省君） そのほかございますか。

林委員。

○委員（林 悦子君） これは義務規定なのですか、設置しなければ駄目なの。罰則。

○市長公室次長兼職員課長（青木康博君） 提出いただいた請願書の資料3のところを見て、資料2でも大丈夫なのですが、資料2の問9の答えのところを見ていただきますと、令和2年改正においては事業者が自浄作用を発揮しというところで、労働者の数が300人を超える全ての事業所に対し内部公益通報対応体制の整備義務を課していますというふうになっているので、ある意味義務規定、法律上の義務規定になります。

○委員長（飯島洋省君） そのほかございますか。

○委員（仁平 実君） 今までなかったから設置するの。

○委員長（飯島洋省君） あったの、今まで。今まであったの。規約まではある。

それと、今説明してもらいました2022年6月1日施行の公益通報者保護法のこちらのほうと、今先ほど説明してもらった市の公益通報に関する要綱、こちらでの齟齬というかは、先ほどの窓口設置以外に何かありますか。

○市長公室次長兼職員課長（青木康博君） 基本的にはないと認識しています。

○委員長（飯島洋省君） というと、やっぱり一番大きいのは、窓口の設置が今行っている市の対応の要綱の中とずれているポイントであるというようなことで考えていいですか。

○市長公室次長兼職員課長（青木康博君） 大丈夫かと思います。

○委員長（飯島洋省君） そのほかご意見ございますでしょうか。

林委員。

○委員（林 悦子君） 流れなのでしょうし、通報窓口設置が本当に義務規定なのだ、いついつまでに実施しろとか書いていないのだけれども。

○市長公室次長兼職員課長（青木康博君） 実際令和4年6月1日の段階では、法律上義務というふうになっていて、明確に市のほうが窓口というふうなものを掲げなかったのは、確かにあまりよろしくないことだとは思っているのですけれども、これからはきちんとそういった意味では窓口を職員課というふうな形にして、要綱はつくっていかうと思っています。

○委員（林 悦子君） これは、兵庫県のことがあっての改正なのですか。

〔「兵庫県より前だ。改正のほうが前。兵庫県はまだ最近の話だ」の
声あり〕

○市長公室次長兼職員課長（青木康博君） きっと民間も行政機関も、全部全ての事業者が対象の法律なので、もしかすると民間の部分の事件もあったのかなというふうに思っています。

○委員（林 悦子君） これは役所だけの話だよ、この窓口設置は。

○市長公室次長兼職員課長（青木康博君） いや、法律的には全部です。

○委員（林 悦子君） そうだけれども、役所が窓口を設置するのは、対象は役所の中だけだよ。

○市長公室次長兼職員課長（青木康博君） そうです。そのとおりです。通報先というのは市役所だけではなくて、警察やほかにもあるので。

○委員（林 悦子君） それぞれがやるわけでしょう。

○市長公室次長兼職員課長（青木康博君） そのとおりです。

○委員（林 悦子君） だから、ここで作ったからって、警察から300人以上の企業まで全部桜川市内のものはここが窓口になると、そういうことではないのでしょうか。あくまでも市役所だけの内部の話だろう。

私は、この通報窓口の設置というのが義務規定ならば、設置だけはしなくてはならないのだろうと。ただ、今までも規約としてあったわけで、ないがしろにしてきたわけではないのだね。ただ、この通報体制の確立とかという具体的にイメージできないのだけれども、どういうことを言っているのか分からない。

それから、3点目の計画的な職員研修の実施と、これなのですけれども、そうするとまたこういうのに通じた労働法か何かのどこかの先生か何か連れてきて、話聞かなくてはならなかったりすることで、ある意味こうやってパワハラ、モラハラ、カスハラ、それから情報公開、それからまたいろいろあるでしょう、今。そのたびごとに研修の中身が積み重なって、仕事にきているのだから、研修にきているのだから、分からないような状態になることは、私は役所にとっていいことではないと思っています。幾らでもこんなことは常識で考えれば、何か役所の中でおかしいことがあれば、当然自分の上司に言ったり、仲間に言ったりしながら、そういう情報は拾い上げられるわけで、そういうことをしないでいきなり制度に頼るといようなのが、必ずしもその組織にとっていいことになるとは思わないのです。だから、兵庫県のあの混乱を見れば、そもそも公益情報というけれども、公益性の良し悪しを問うことなしに何でもかんでも、例えば目安箱みたいなのに投げ込まれたら、それは調べなければならぬということでしょう。そうしたら、悪用する場合もあるわけです。ところが、その悪用することを防ぐ基準も規定もないのです。それで、何におもねったのだから分からないけれども、こういう規約改正をやるというのは、私らが今言ったってしょうがないのだけれども、だから窓口設置が義務規定であるならば設置することはやぶさかではないと思いますけれども、それ以上の強制力を役所の中に持たせることは、必ずしもプラスになるとは言えないと思っています。

○委員長（飯島洋省君） そのほかご質問、ご意見等ございますでしょうか。

小林委員。

○委員（小林正紀君） 一度陳情か何かで出たやつでしたか。そうだね。そのときはまだ出て、それで議長預かりになったのですよ、たしか。そのときも300人だから、義務規定に入るから設置しなければならないだろうという話になったのですけれども、まだ検討段階で、それ以上の話がまだできていないということで、そのときは検討するという形で終わったのだと思うのです。総務部長ね。検討すると言ってから、もう3か月ぐらいか。その中で何か検討はしたのでしょうか。

○委員長（飯島洋省君） 青木課長。

○市長公室次長兼職員課長（青木康博君） 今のご質問なのですけれども、正式に通報窓口をつくるということは検討しました。先ほど申し上げたように、令和7年改正が今回あるというのが判明しましたので、その令和7年改正の内容をきちんと見た上で窓口を設置したほうがいいのかというふうに思いましたので、検討はしております、窓口の設置もする方向で考えております。

先ほど申し上げた繰り返しになってしまうのですが、その改正内容で市の体制に何か影響があるのであれば、それも改正の内容に盛り込んでいこうかな、追加で盛り込んでいこうと考えているので、まだ改正していないというのが、理由はそちらになります。

○委員（小林正紀君） 分かりました。ありがとうございます。

今までは規約はあったわけですね、その先に一步進んだという形。林委員がおっしゃったように、設置はやっぱり義務だと思うから、その点については設置はしなければならないだろうと思いますけれども、その先の研修とか、そういうのというのは、なかなかいろんな事案をつくって検討してからそういう方向に進めなければならないと思うのです。そうすると、この請願については、設置義務の

点については賛同できますけれども、その先の2番目の通報をできる環境とか、職員研修についてはもう少し検討していただいて、時期尚早かなという感じもするのですけれども。だから、そういう形で一部は賛同できるという形かな。私はそう考えます。

○委員長（飯島洋省君） 林委員。

○委員（林 悦子君） このケースを言っているわけではありませんけれども、悪法も法なりという言葉があるではないですか。一回法律になってしまったら、禁酒法みたいなやつですね。絶対誰も守る人がいなかったみたいなやつ。だけれども、例えばこの公益通報制度の運用を見たときに、まさに兵庫県が何が本当の話だか分からなくなってしまったわけでしょう。だけれども、通報者を守れと。だけれども、やられたほうはたまったものではないというのものもあるわけです。本当ではなかった場合ね。そうすると、この公益性の良し悪しを誰が判断するのかということ考えたときに、簡単に委員会をつくれればいいというものではないと思うの。しかも、ある種の一種の疑似法廷になるわけだから、そこに何のそういう司法の考え方の訓練も受けたことのない人たちが第三者委員会みたいな形でやるとああいうことになって、最後には死人まで出ると。1回通報されて、その中身が表に出れば、こんな狭い役所だったら絶対あれだとかこれだとか、分かるのに決まっているわけで、そんなふうになったときにまず社会的制裁をその段階で受けてしまう。白でしたと分かっても、相当精神的ショックとかなんとかで、また医者通いが1人増えると、1人、2人増えるということが容易に想像できるから、こういうものは国で決まったからって、人の内面や行動を常識で考えればやらないようなことを、こういう各論にもならない、罰則30万円ぐらいの既定のものを、そんなに重要視することはかえっていいことではないと私は思います、それは。自分で考えれば、役所の中でやっていいことと悪いことぐらい分かっているわけで、公益通報制度が例えばなくても、それはいろんな形で警察への告訴、告発だったり、あるいは公平委員会に訴えるとか、あるいは役所の中で問題提起するとか、いろんな形があるわけで、こういうものが増えれば増えるほど自分で考えなくなってしまいうのです、みんな。だから、私はそういう方向になっていくことを恐れるので、あえてくどくど言っているのですけれども、公益性の良し悪しを何で判断するのか分からないのに、むやみやたらに振り回すものではないということです。

○委員長（飯島洋省君） そのほかございますでしょうか。

いいですか。大体ご意見は。今の皆さんの意見をまとめるわけではないのですが、ちょっと内容としてはやはり義務規定になるので、窓口の設置というのは必要になってくるかなと思います。そのほかのところでのフロー、受入れからの審査のフローはできていると。それで、受入れがあれば、そこからどう処理していくかというところをちゃんと要綱で市のほうで決められている、規定もできている。そういうようなところで、今回の令和2年の改正公益保護法と相違するのは、窓口の設置だけというようなことで認識をするのがいいのですかね。それと、通報体制の確立と、一応フローと要綱で規定はされている。そこが、誰が担当するかというところは、上がってきた段階で随時任意で決めていくというようなところと、計画的な職員研修の実施というところは、まだどうこの法律を扱って、それで保護法は保護するための法ですから、通報しやすいような体制はつくるのだけれども、積極的

に通報してくださいというものでもない。それは、設置があるということを知らせるためのことは必要ではある、最低限必要ではあるけれども、それをどのように研修を行っていくかといったようなところは、また7年の改正以降までかな、市のほうの検討をしながら慎重に取り扱っていく必要があるというようところが、今の委員の皆さんののを要約するとご意見かなと思いますが、いかがでしょうか。

林委員。

○委員（林 悦子君） それでいいのですけれども、特に公益性の判断はそんなに簡単なものではないよということなのです。1回議題というか、事案に上がってしまったら、その段階で社会的制裁を受ける場合もあって、そのときにそれを回復することはほぼ事実上難しいだろうということについて、もっと配慮されなければならないということは入れてもらいたいというふうに思います。

〔「趣旨採択でいい。採択。どっちにする」の声あり〕

○委員長（飯島洋省君） 今の話で、窓口の設置はやっぱり義務規定なので、やらなければならない。そちらは、まさに対応しなければならないところだというふうには思います。

ただ、先ほど繰り返しになりますけれども、そういうようなところでそれ以外の対応については慎重に行うべきというようところがありますので、趣旨採択か一部採択というようところになるかなと自分は思いますけれども。

〔「一部と趣旨はどう違うの」の声あり〕

○委員長（飯島洋省君） 一部と趣旨というのはどう違うのですか。

〔「一部ってあったけ。趣旨だな」の声あり〕

○委員長（飯島洋省君） 趣旨採択です。

そうすると、今の話の内容をまとめますと、趣旨採択というようことになるかと思いますが、ご意見ございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（飯島洋省君） それでは、異議なしと認め、請願第13号は趣旨採択と決定いたしました。

○その他

○委員長（飯島洋省君） 次に、その他の案件で何かございますでしょうか。

よろしいですか。大丈夫ですか。

〔「なし」の声あり〕

○閉会の宣告

○委員長（飯島洋省君） それでは、以上で総務常任委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉 会 （午後 3時46分）

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年3月11日

桜川市総務常任委員会委員長 飯島 洋省